

平成27年第2回東大和市議会定例会会議録第16号

平成27年6月30日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	森田憲二君	8番	関田貢君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関野杜成君
15番	和地仁美君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君

出席説明員（12名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
総務部長	北田和雄君	市民部長	広沢光政君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
環境部長	田口茂夫君	都市建設部長	内藤峰雄君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1〕

第1 27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情

〔建設環境委員会審査報告 日程第2～日程第3〕

- 第 2 27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書（平成15年1月）の更新・再確認を求める陳情
- 第 3 27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情
- 第 4 議第2号議案 横田基地へのオスプレイ配備に関し、周辺住民への徹底した安全対策を求める意見書
- 第 5 閉会中の継続審査について
- 第 6 閉会中の特定事件調査について
- 第 7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第7まで

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（関田正民君） 6月26日議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○9番（中村庄一郎君） 皆さん、おはようございます。

去る6月26日、議会運営委員会が開催されましたので御報告を申し上げます。

今定例会において提出された議員提出議案が1件ございます。

全議員が提出者となっております横田基地へのオスプレイ配備に関し、周辺住民への徹底した安全対策を求める意見書につきましては、議第2号議案として審議することと確認をいたしました。

また、6月26日正午までに提出をされました請願・陳情はございませんでした。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどをお願いいたします。

以上でございます。

〔議会運営委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情

○議長（関田正民君） 日程第1 27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、以上、陳情1件を議題に供します。

本件につきましては、総務委員会委員長、蜂須賀千雅議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 登壇〕

○12番（蜂須賀千雅君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題に供されました27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情につきまして、総務委員会の審査経過並びに結果につきまして、御報告をさせていただきます。

この審査は、平成27年6月24日に本委員会を開催し、委員間での自由討議により行われました。

主な発言は、次のとおりであります。

1人の委員から、この陳情はぜひ採択をして意見書を上げるべきである。1つは、平成2年に東大和市は平和都市宣言をしています。この事態に当たっては、言うべきことを言うべきだと考えており、平和都市宣言では恒久平和の実現と核兵器の廃絶は全人類共通の願望であり、世界で唯一の核被曝国の国民として、国際社会の平和と協調を理念とする憲法を持つ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含む全ての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うと言っている。

一方で安倍首相は、積極的平和主義を唱え、いざとなったら日本も武力を行使する、こういう構えを確立することこそ、平和と日本の安全を担保するという趣旨の発言を繰り返している。この趣旨に基づいて、今国会に提出されているのが陳情趣旨でも記載のある2つの法案である。これは、東大和市の平和都市宣言の精神と相反するものだと考えており、この動きにストップをかけるのに役立つ取り組みをするべきであるというのが

理由の1つ。

2つ目は、実際にこの法案が通って戦争に出ていくのは東大和市の若者を含めた人々であり、市民の命と安全を守る立場からも、市議会としてきちんとした対応をするべきであるというのが2つ目の理由。

3つ目は、憲法違反であるという指摘について、衆議院の憲法調査会では参考人である3人の憲法学者全員が安保法制について、憲法違反であるとし、衆議院の平和安全法制特別委員会では、自民党・公明党2人の参考人は、これを憲法の許容範囲、我が国の安全保障にとって極めて重要だと述べましたが、野党推薦の参考人はいずれも憲法違反であるとししました。

また、内閣の憲法解釈の中心を担ってきた2人の内閣法制局長官経験者が憲法違反としたという意味は、極めて重いものがあると思います。本来これだけの指摘を受けて違憲立法の可能性が高いという法案については、政府は撤回をして廃案にするのが筋だと考える。したがって、安倍政権が会期の大幅延長してまで、今国会での強硬に固持するという姿勢を示している状況のもとで拙速であり、慎重審議を求めているこの陳情は採択すべきであると考えている。

また別の委員から、今国会のほうではさまざまな経緯の中で審議が重ねられ、会期を大幅に延長して審議をすることになり、また慎重審議をするための会期延長だと理解しており、安全法制に関する問題については、幅広く国民の皆様の理解と合意を得ていくことが一番大事であり、国会の中でもわかりやすい審議をし、国民に理解を得ていくことが大切であるので、慎重審議をぜひお願いしたいと考えております。

一方で、今回の陳情趣旨の中には、今回の平和安全法制が憲法9条に反するという文言が入っておりますが、今審議をされております平和安全法制については、憲法9条を許容する範囲の中で、どこまで自衛の措置をとることができるのか、こういった議論を積み重ねた結果として閣議決定がなされ、法案が出されたと理解しております。そういった意味では、憲法9条に違反するとは思いませんし、考えておりませんので、慎重審議をするといったことについては、そのとおりであり、憲法9条に違反する云々となりますと、なかなかこの陳情を採択するということには至らないと考えております。

また別の委員からは、今回は明確に憲法に違反するものだと考えております。拡大解釈と類推解釈の禁止というのは、大学時代に教えられ、憲法の解釈を時の内閣によってころころと変わるようなものではなく、それを変えるときには厳正な手続を求めている以上、しっかりと下地を明確にするべきであり、今回の陳情に関しては賛成したいと考える。

また別の委員からは、現在判断に迷っている状態であります。憲法9条に対しては、現状違反するのかなと考えておりますが、しかし現状において政府が行おうとしていることに関しては、反対するものではない。ああいうことを実施するならば、憲法改正が必要なんではないかというのが私の認識である。この陳情が出された時期には、会期延長されていない時期であり、現在においては延長されており、皆様のさまざまな御意見を聞きながら判断させていただきたいと考えております。

別の委員からは、9条1項は国際紛争を解決する手段としての戦争、これはパリ不戦条約以来の国際法の読み方としては、侵略戦争の放棄でありますから、我々は自衛のための何らかの武力行使ができること、ここに留保されている。ただし2項で軍隊と交戦権が与えられていないので、海外で軍事活動する道具と法的資格が与えられていない。

よって、自民党政府のもとで一貫して警察予備隊という第2警察としての自衛隊をつくって、軍隊と違って腕力については比例原則で縛られていまして、警察のごとき振る舞いをして攻めてこられたら、我が国のテリ

トリーと周辺の航海と航空を使って反撃することが許される。例外的に、もともと絶たなければならない場合は理論上、敵基地まで行けるといふ、この枠組みがずっと自民党がつくって守ってきたものである。ただ、この9条をそのままにして海外派兵をするという集団的自衛権というのは、国際法上仲間の国を助けるために海外に戦争に行くということであり、これは集団的自衛権でないという人はいないと思います。これは憲法9条2項違反であり、憲法を改正して行うべきであると考えていますが、私は憲法9条を大事にし、憲法9条の趣旨を生かしつつ、その趣旨をはっきりと明確にするという意味での改正を行い、その点で考えれば憲法9条に違反する疑義が少しでもあるのであれば、まず憲法を改正するのが筋だろうと考えております。

よって、今回出されております安全保障法制に関しましては、平たく申し上げれば、安全保障法制そのものというものは必要と考えていますが、現在出されているものに関しては、いわゆる集団的自衛権というものが日本で行使できるような考え方に立脚しているものでありますので、これは非常に危険な思想であると考えております。

よって、この安全保障法制に賛同することはできないといった考え方です。できれば、出し直しをしていただいて、個別的自衛権と警察権、その他日本がもともと保持している、保有している権利に基づく安全保障法制を出し直しをさせていただいて、審議をしっかりとしていくことが正しい方策と考えており、陳情の趣旨には賛同していきたいと考えております。

また別の委員からは、陳情者が一体何を言っているかという部分に正確に対応する必要があると思っており、陳情者は拙速を避け慎重に審議をしていただきたく国に意見書を提出してくださいというのが、陳情者の趣旨と捉えておりますので、その部分について判断をさせていただきたいと考えております。

また追加で他の委員から発言があり、今国会の会期延長に関しては、国会の会期制というのは、定められた会期中で法案を審議するということから定められたものです。政権与党の横暴な国会運営を規制するルールとして会期制があり、それを95日間延長した点について、これが慎重審議を保障するものとは考えておりません。他の委員から憲法違反だと思っているけど、今国会でやっている与党が出している法案については、内容は反対ではないと。しかし、やるのであれば憲法を変えてからやるべきではないかと言った論点は、非常に大事であると考えております。

憲法は時の権力者を縛るためにあるもので、その憲法解釈を自由自在に変えて、数の力で通してしまおうということになったら、何のための憲法なのかといったことになる。今与党が提出した法案の中身について、たとえ賛成したとしても、そのやり方がどうなのかという点は立憲主義というふうに言われておりますけれども、最高法規である憲法をどのように扱うかという点で、民主主義の根幹にかかわる問題であると考えております。先ほど慎重に審議をしてくださいということについては、バツであるということは、どういう趣旨なのかをお伺いしたいという発言がありました。

これに対し該当委員から、この陳情でマルにした場合、現在は国会は延長が決定されたことにより、慎重審議になっているので意見書には書けないのではないかとということです。憲法改正の対応についてです。憲法改正などのことであればマルにできますが、この陳情趣旨からは、そこまで踏み込んで記載できる意見書を書くことはできませんので、現状国会が延長された現在においては、この慎重審議をとる意見書は出しても余り意味がないのではないかとこの意見であり、それにバツになってしまうのかなという考えでございます。

それに対し発言があり、慎重に審議をするという点は受けとめ方や捉え方がいろいろあるので、慎重に審議をしてくださいという点で一致できるのであれば、意見書を上げられるのかなというふうに思います。例えば

会期を95日間延長したとしても、世論の状況が大きく変わらなければ、また逆に反対が多くなるといった状況が生まれるのであれば、幾ら会期を延長したところで、それを採決して、つまり成立させる条件は整うはずがないと、それが慎重審議ということではないかと。つまりは、会期を十分にとったからといって、慎重審議ということではなく、やはり国民の理解を得る、得られなければ強行しないということなんではないかと思えます、私の理解は。

よって、そのような私の理解のもとでは慎重審議をしてくださいというのは、大変に大きな意味を持つと考えております。

これに対し該当委員から、今のお話では出し直しをしてくださいのほう合っているのではないかなというふうに私は考えております。現状陳情者からは慎重審議という意見書ですので、この意見書に対して、どうしても今の法案に対して、国会が延長された現在においては、意味が余りないのかなというふうに考えて今現在おりますという発言がありました。

また別の委員からは、拙速を避けて慎重に審議をしてもらいたいという点については、恐らく誰も反対しないでしょうし、なおさら平和だとか、国民の命に係る問題ですから、慎重に審議をすべきで、これは委員皆さん一致をしていることだと思います。私は、この慎重審議という趣旨で賛同できるのですが、憲法9条に違反をするということについては賛同はできません。日本が攻められたときに反撃をする、もしくは国家を守る、国民を守る意味での自衛権というものを、委員の皆さんは否定されている方はいらっしゃると思いますが、今までは個別的自衛権と集団的自衛権という二者択一に解釈をしてきたので、個別的自衛権は日本はとり得るけれども、集団的自衛権はとり得ないという解釈が、今回変わったんじゃないかということで、憲法違反だと心配されている方がいるのは、十分に承知しております。

ただ、今回の平和安全法制では、従来国が言ってきた、いわゆる他国を守るための集団的自衛権は採用しないというのを、はっきり国会答弁でも、また閣議決定の中でも、他国を守るための、いわゆるフルスペックでの集団的自衛権は日本はとり得ないということは、はっきりと政府等の方針でも述べられており、その上で今回集団的自衛権という概念に入るのは、あくまでも日本の国家の存立とか、国民の生命とか、まさに個別的自衛権と言われる概念の範疇に恐らく入るであろう部分については、とり得なければ日本の平和、また世界の平和は守れないんじゃないかという考え方ですので、どこまでも個別的自衛権の範疇の中で、国の存立、また国民の命を守るという考え方の中で閣議決定がなされ、法整備がされているという点で理解できますので、今回の平和安全法制に関しては、自衛権というものが恐らく誰も否定されない国家の存立、国民の命を守るということについては、誰もが否定されない以上、あくまでも憲法の枠内で日本がとり得る国の存立、国民の命を守るための限界を示したという理解をしており、憲法に違反するものではないものだと理解しております。

また他の委員から、先ほどの出し直し、つまりは一旦廃案にしたほうが良いという意見書が出れば一番良いと考えております。この陳情は慎重審議を求めているということで、会期延長も含めて、安倍政権の強引な国会運営の上に成立させようとしている状況の中で、慎重に審議をしてくださいという意見書を上げるのは意味があると考えています。

それから、他の委員から憲法には違反しない、フルスペックか最小限か、政府が方針として示しているということですが、法律上何らその歯どめはなく、政府の方針が変われば、いつどうなるかわからない状況だと考えており、国会の中で存立危機事態という他国に対する武力攻撃で自国の存立を脅かすなどといった国があったのかの具体的な質問には事例を示すことができず、立法事実そのものが存在しないものも明らかになりま

した。世論調査等の国民の、この法案に対する憲法認識からいっても、これは憲法違反だという陳情で指摘をするのは当然であると考えております。

また他の委員からは、内容が伴っていないと慎重な審議とは言えず、会期延長イコール慎重審議ではないと私は考えております。社会情勢を含めた国民が理解をし、法案を望めばいいのかもしれませんが、今現在は少なくともそのような状況にはないと考えております。

また、先ほど他の委員から憲法には違反しないとのことでしたが、確かに国際情勢が憲法成立当初から大分変わってきていて、近隣の国の脅威というもの、非常によくわかります。個別自衛権も集団的自衛権に関しても、安全保障条約があるからこそ、そのような流れでできていることも十分に理解をしています。ただ、今回の閣議決定は、それを大きく超えており、憲法はこうあるべきだというものを、今現在の憲法に違反しているのかということは、全く別問題と考えなければならないと思っております。今現在の憲法からはみ出していると考えれば、正当な手続で憲法改正を行ったほうが良いと考えますし、それができないなら閣議決定で変えて広げようというのは、明らかに憲法違反であり、陳情趣旨にある憲法9条2項に反するであると考えますので、この陳情には賛同をしていきたいと考えます。

また他の委員からは、私は憲法の枠内で何ができるのかという議論を突き詰めた中で、今回の閣議決定や安全保障法制が定められたと思っておりますので、はみ出ているとは考えておりません。今回の閣議決定や安全保障法制は大前提として、他国防衛のための集団的自衛権の行使は一切認めない。これは、憲法9条のもとではできないということを、一番初めに述べた上で日本がとり得る自衛権の行使が、どこまで許されるのかという議論の積み上げの結果、きょうに至っているというふうに理解をしており、いわゆる戦争放棄を含めた憲法9条の枠内で、日本の国家存立、国民の命を守るために、何ができるのかという議論の積み上げの中の結果が、今回の法律案であるとは私は理解をしているところでございます。

また他の委員から、先ほどの委員の発言にあった立法事実の不存在というのは、重要な論点であると考えます。立法事実というのは、その法制度が必要であるかどうかという状況があるかどうかの証明になり、その証明がほぼ政府側からされてないと考えております。例えばホルムズ海峡の閉鎖の件を事例としてよく出ますが、ホルムズ海峡が閉鎖をされて石油が日本に届かなくなるようなことが仮にあったとしても、今世界一の産油国は米国であり、同盟国であるアメリカから石油が輸入できるわけであって、もしそれが途絶えるようなことがあれば、存立危機になる可能性は高いのですが、それはもう太平洋がシーレーンとしての用をなさなくなっているという状況であって、そこまで行き着くには相当なプロセスが必要になってくるというか、ホルムズ海峡閉鎖どころのレベルではなくなっているという状況であるということです。

だからこそ、現状において立法事実に関して、政府が説明しきれなかったところが、私的には大変不満の部分になります。

よって、政府のこの集団的自衛権に立脚した安全保障法制というものは、根拠が弱く事実そのものがファンタジーであり、この安全保障法制自体もファンタジーであると感じております。できれば、日本が戦後70年築き上げてきた安全保障の考え方そのものに、しっかりと立脚して個別的自衛権と保有している警察権等の個別の権利を生かせるような法制を出し直すべきであるといった考えが私の考えです。

他の委員からも、ホルムズ海峡の事例に関しては、余り現実的じゃないとの点は私も我が党も理解しているところでございますが、一方で朝鮮有事という言葉がありますが、今の南北に分かれている朝鮮半島の状況を見たとき、核兵器を開発して実験を行っている国が日本の近くにある。また、弾道ミサイル、日本に向けて発

射をしてきたという事実も明確にあり、国際環境が変わった日本の周辺の安全保障の状況は変わったということとは厳然として、日本を取り巻く安全保障環境にも変化が起きているというふうに理解しているところでございます。

また他の委員から、安全保障の環境が変わっていること自体、私も理解をしていますし、同じく賛同します。ただ、集団的自衛権に立脚するのか、個別的自衛権に立脚するのかというところの差なのかなというふうに思いますので、国際情勢そのものの変化には、何からの対処をしなければならないという立場は、私は異にしてないというふうに思っております。

他の委員から、国会でも国際情勢、安全保障環境が政府が繰り返し言っていることですが、具体的な状況は政府は上げられないというのが今の現状であるのは確かなわけです。新聞での内閣法制局長官の言葉を抜粋すると、攻撃を受けていないのに自国防衛として武力を行使するのは、違法な先制攻撃であるとし、他国が攻撃されたという理由で武力行使をするわけですけれども、自分は攻撃を受けていないのに、自国防衛として武力行使をするというのが、その本質であって、これは違法な先制攻撃だというふうに断じているのです。誰が考えても憲法違反であり、そう指摘せざるを得ないような法案になっていると理解し、陳情者の思いもそのようだと私は理解しております。

また他の委員から、憲法違反か、違反でないかは、それぞれ見解があることは当然であり、一方今回国際平和支援法という新しい法律が恒久法として制定をされる中で、今そのことの懸念が述べられたと思いますけれども、法律に基づく国際貢献は、あくまでも国連決議がなければ、この支援ができないということが法律に明記をされておりますので、国連という世界の加盟する国が一致をして、世界平和、安全を守ろうとする国連の活動に日本の憲法の枠内で、海外での武力行使はできないというのが日本の憲法であり、憲法の枠内で日本ができる世界平和、世界の戦禍で苦しむ方々への支援、貢献、こういった中で今回の法案であるというふうに私は理解しておりますので、この国際平和法についても憲法の枠内で日本がとり得る措置として考えられるものだと理解しております。

また他の委員から、これまで自衛隊は国連決議がなくてもイラクに派兵をしたという事実があります。たとえ国連決議があったとしても、憲法9条を持つ日本が兵たん活動ができるのかと言えば、これは明らかな憲法違反です。

他の委員からも、今回の法律はあくまでも国連決議に基づく、また一定の国際機関の要請に基づく国際貢献という位置づけだと理解しております。

また他の委員からは、現状のものは憲法違反であって、実際には必要であると私は思っておりますので、憲法を改正して行くべきであると考えており、陳情趣旨には慎重に審議を、国会には意見書をとのことでは弱いのかなと現在までの皆さんのやりとりで拝見させていただいて、今現在は考えており、賛成するわけにはいかないのかなというのが個人的な意見でございます。

自由討議を終了し、討論を行わせていただきました。

陳情採択に反対の立場から、現在我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しております。国民の命と平和な暮らしを守ること、政府の最も重要な責務であると考えます。我が国の安全を確保していくには、日米間の安全保障、そして協力を強化するとともに、枠内外のパートナーとしての信頼関係及び協力関係を深め、その上であらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法整備を行うことが必要であり、争いを未然に防ぐ力、抑止力を高めることが必要だと考えています。切れ目のない平和安全法制を整えることは、我が国の平和安全

及び国際社会の平和と安全をより一層確保できることになり、具体的には攻撃に至らないグレーゾーンの事態から、我が国に対する直接の武力攻撃に至るまで、切れ目のない対応が可能となります。

また、我が国が平和と安全のためには国際社会の平和と安全も重要であり、これまで国の役割を拡大し、国際社会の一員として責任のある貢献をしていくことが必要であると考えます。平和安全法制が成立することにより、国際的な平和協力活動が、さらなる貢献をすることが可能になると考えております。我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増す中、国民の皆様にお約束したことについて、国会でも速やかに実現することは当然のことと考え、また現在審議中でもあります会期の延長も決定されていることから、本陳情には賛成しかねますという反対の立場からの討論がありました。

そして、陳情採択に賛成の立場から1件ありました。

私は、この陳情については採択をし、意見書を国会に提出すべきというふうに考えております。

理由については、自由討議などでもる述べましたけれども、1つは東大和市平和都市宣言、ここに掲げられた全ての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うという、平和都市宣言の趣旨に真っ向から反する法案になっているということが1つです。

そして、2つ目に、この法案は日本を戦争する国につくり変えるものであって、東大和市の若者を戦場に送り出すことになるからです。

そして、3つ目に、国会での審議を通じても、この法案が憲法違反そのものであるということは明白で、世論調査でも56.7%の人が憲法違反だというふうに断じている状況でございます。そういう状況のもとで、安倍政権が会期の大幅な延長をしてまで、今国会で強行するというに固執しているもとで、この姿勢を拙速として慎重に審議を求めるといふ、この陳情には私は賛成するものでございます。

以上、2件の討論を終了し、直ちに採決を行いました。

起立採決の結果、可否同数、よって、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長におきまして、本件に対する可否を採決いたしました。

27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情は、不採択といたしました。

以上をもちまして、平成27年第2回定例会総務委員会委員長報告とさせていただきます。議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いをいたします。

〔総務委員会委員長 蜂須賀千雅君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 公明党の中間建二でございます。私は公明党を代表し、27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情に反対の立場で討論を行います。

本陳情は、平和安全法制について、国会において慎重な審議を求める内容となっており、その趣旨においては、私どもも賛同できるものであります。国会においては、去る6月22日の本会議において、現在開かれてい

る通常国会の会期を過去最長とある95日間の延長を行うことを決定いたしました。その際、公明党の井上義久幹事長は、今回の会期の延長は十分な法案の審議時間を確保し、国民の理解を深め、国民的なコンセンサスをつくるという趣旨であり、公明党としても十分な審議をしていきたいとの考えを表明しております。その意味では、法案を審議中の今国会において会期が大幅に延長されたことで、陳情者の願意は既に満たされているものと考えます。

一方、陳情要旨においては、今回の平和安全法制が憲法9条に違反していると断言する旨の趣旨が述べられておりますが、この点については全くの誤解であり、昨年の閣議決定や法案の内容を正しく理解されていないものと推察いたします。戦後の日本は憲法9条のもと、武力の行使は日本の防衛のために必要最小限に限るとする専守防衛を堅持してまいりました。今回の平和安全法制関連法案においても、この専守防衛の理念は全く変わっておりません。

昨年7月の閣議決定において、公明党が政府のこれまでの憲法9条の解釈の根幹を守るよう、強く主張した結果、日本がとり得る自衛の措置は自国防衛に限ることを明確にした新三要件が定められました。すなわち、憲法9条下においては、我が国が武力の行使を行うことが認められるのは、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限られることが明確になったわけであり、安倍総理自身、これまでの記者会見や国会答弁において、政府が定めた新三要件のもと、我が国が用い得る武力の行使については、国の存立や国民を守るための必要最小限度のやむを得ない自衛の措置として、例外的に認められるものであり、国連憲章51条でいう集団的自衛権の行使一般を認めるものではなく、また他国の防衛、それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を認めるものではないということを繰り返し述べております。

このように、陳情者が懸念されているであろう集団的自衛権の行使については、他国の防衛、それ自体を目的としたものではなく、自国の防衛に限って例外的に認められるものであることは、これまでの閣議決定や国会答弁において明確になっております。

民主党政権下において、防衛大臣を務められた森本敏氏は、さきの衆議院憲法調査会において、3人の憲法学者が平和安全法制関連法案が違憲のおそれがあると指摘したことについて、次のように述べておられます。

憲法学者の意見を尊重することは当然のこととして、学問上のことではなく、現実の政治の世界において、国は国民を守る義務を負う。自衛権について、当初は他国の防衛を目的とした国際法上の集団的自衛権行使を認めるという考えもあったが、これでは憲法解釈の枠を超えてしまう。そこで、公明党が与党協議を通じて、憲法解釈の範囲におさまるよう集団的自衛権の行使においても、日本の自衛のための武力の行使に限るという制約を強く主張し、実現をさせた。公明党が与党協議などで示した制約が、平和安全法制の法体系をバランスのよいものにしたのであり、現在の法案は従来の憲法解釈の枠を超えるものではないと述べておられます。

私ども公明党は、憲法9条が定める基本理念は我が国の平和憲法の根幹をなすものであり、今後も改正する必要性は全く感じておりません。だからこそ、憲法9条の枠内でとり得る自衛の措置の限界を明確に導き出すことができたと考えております。

一方、小林節氏を初め、今回の法案が違憲であると主張した憲法学者の方々は、そもそも憲法改正を推進する立場であるとも伺っております。今回のような憲法9条の枠内での法案に反対をすることは、かえって憲法改正を主張する方々を勢いづかせる結果となることを申し添えておきます。

以上のように、本陳情は慎重審議を求める点では、既に願意が満たされており、また憲法9条に違反すると

の指摘においては、全くそうではないことが明らかであることから、本陳情には反対するものであります。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

[2番 尾崎利一君 登壇]

○2番(尾崎利一君) 日本共産党を代表して、27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情は採択し、意見書を国会に提出すべきという立場で討論します。

第1に、平成2年10月1日に宣言された東大和市平和都市宣言は「恒久平和の実現と、核兵器の廃絶は、全人類共通の願望である。世界の世論のたかまり、各国の相互理解により、核兵器の廃絶にむけて曙光が見えてきたとはいえ、依然として地球上には多くの核兵器が貯えられている。世界で唯一の核被爆国の国民として、また、国際社会の平和と協調を理念とする憲法をもつ国の国民として、人類の安全と幸福のために、地域紛争を含むすべての戦争の防止と、あらゆる核兵器の廃絶を心から願うものである。ここに、平和を愛する全世界の人々と手を携えて、戦争と核兵器のない世界の建設にむけて努力することをあらためて誓い、東大和市が平和都市であることを宣言する。」としています。

安倍首相は積極的平和主義を唱え、いざとなったら日本も武力を行使するという構えを確立することこそ、平和と日本の安全を担保するとし、閣議決定による解釈改憲と、それを具体化する戦争法案の成立を狙っています。これは、東大和市の平和都市宣言と相反するものです。この動きにストップをかけようという陳情を採択し、意見書を国会に提出するのは、平和都市を宣言した東大和市議会の責務です。

第2に、審議中の平和安全法制は戦闘地域での兵たんを行い、戦乱が続いている地域での治安活動を行い、そして集団的自衛権の行使と、まさに日本を海外で戦争する国につくり変えるものです。戦争に行かされるのは東大和市の若者です。市民の生命と安全を守る立場から、市議会として行動するのは当然のことです。

第3に、陳情の指摘どおり、政府提出法案は憲法違反です。

1つには、アメリカが戦争に乗り出したら、たとえ地球の裏側であっても、そしてこれまで禁じられてきた戦闘地域であっても、自衛隊が出かけていって武器・弾薬の供給も含む軍事支援を行う。安倍政権は武力行使と一体化しない後方支援、こういう言葉を生み出しましたが、後方支援というのは英訳すればロジスティック——兵たん活動です。これは、武力行使と一体不可分の軍事行動であり、武力行使と一体化しないなどという言い方そのものが詭弁だと言わなくてはなりません。そして、これが攻撃を受けたら、自己保存型の武器使用を行う、こう言いました。これも国際的には、武力行使と区別された自己保存型の武器使用などという概念は、存在しないことが国会の審議でも明らかになりました。明確な憲法違反です。

2つに、PKO法の改定で形式上、停戦合意が調っていても現に戦乱が続く地域で治安維持活動が行える。これが、戦乱が続く地域での治安維持活動が武力行使を伴うことは当然です。現に、アフガニスタンの国際治安支援部隊、ISAFでは3,500名もの戦死者を出しています。海外での武力行使、殺し、殺される事態に日本の若者を追いやる、憲法違反にほかなりません。

そして、3つ目に、集団的自衛権の行使の問題です。

自国が攻撃をされていないのに他国を攻撃する、これが集団的自衛権の本質です。とりわけ、これが実際に行われる事態を考えれば、アメリカが先に手を出して起きた先制攻撃による戦争に日本が巻き込まれていくこととなります。侵略者の側に手を貸す事態となります。衆議院憲法審査会では、自民党推薦の参考人も含め、3人の参考人全員が3人の憲法学者全員が、安保法制について憲法違反と断罪しました。衆議院の平和安全法

制特別委員会では、憲法学者に加え内閣の憲法解釈の中心を担った2人の内閣法制局長官経験者が憲法違反とした意味は、極めて重いものがあります。

先ほど、新三要件がある、だから歯どめがかかっているという指摘がありました。しかし、存立危機事態を判断するのは誰か、安倍首相は繰り返し政府が総合的に判断する、こう言って政府のフリーハンドであることを明らかにしています。5,000人を超える学者、研究者が、憲法違反の戦争法案は廃案にすべきというアピールに賛同しています。

日本共産党は法案は憲法違反であり、日本を戦争する国につくり変える、平和安全法制は廃案にすべきという立場です。この2回の参考人質疑などからも、少なくとも極めて違憲性が高いということは明らかです。違憲立法は許されないので、本来政府は法案を直ちに撤回し、廃案にするのが筋です。同時に、日本共産党は今国会での成立に反対するという1点での共闘を呼びかけてきました。安倍政権は戦後最長の会期95日間延長を強行しました。会期制は政権与党の横暴な国会運営を規制するために設けられたものです。会期が来たら法案は廃案にするという、会期不継続の原則をじゅうりんする暴挙に暴挙を重ねるものです。したがって、安倍政権が会期の大幅延長をしてまで、今国会での強硬に固執するのに対して、この姿勢を拙速として批判し、慎重審議を求めている陳情は採択すべきと考えます。

今自民党の安倍総理を支援する若手グループの勉強会での安倍総理と近い百田尚樹氏や、出席議員の発言が言論の自由を圧殺し、沖縄県民を侮辱するものとして厳しい批判にさらされています。自民党総裁である安倍総理の責任は極めて重いもので、一部議員の役職更迭だけで済まされる問題ではありません。この問題は、戦争法案推進勢力のファッション性と同時に、急速に広がる反対世論への焦りをさらすものとなりました。現在でも、法案は憲法違反とする世論は56.7%、法案に反対は58.7%です。審議が進むほど、反対が急増しています。

最後に決めるのは国民世論です。若者も、高齢者も、女性も、行動に次々と立ち上がっています。圧倒的反対世論の包囲網を築き上げ、戦争への暴走にストップをかけるために、全力を尽くすことを表明して、討論とします。

[2番 尾崎利一君 降壇]

[11番 押本 修君 登壇]

○11番(押本 修君) 27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情に対しまして、自由民主党を代表し、反対の立場から討論を行います。

二度と戦争を起こさないこと、そして国民の生命と財産を守り、平和な暮らしを維持すること、これらは最も重要な政治の責任であると考えます。ただ残念ながら、昨今の日本を取り巻く情勢は決して安全だとは言えなくなっています。北朝鮮は核実験を繰り返し、日本全土を射程に入れたミサイルを配備しました。また、中国は急速に軍備を増強しつつ、頻繁に尖閣諸島の日本領海に公船を侵入させています。

我が国の安全を確保していくためには、アメリカとの安全保障、そして防衛協力を強化するとともに、周辺国のみならず、世界中の友好国との信頼関係を深める外交努力が必要です。その上で、あらゆる事態に対して切れ目のない対応を可能とする法整備を行うということが重要であり、これにより、争いを未然に防ぐ力、つまり抑止力を高めることが重要であると考えます。

さらに、万が一の事態、例えば周辺国からのミサイル攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、そして海外で危険に巻き込まれた日本人の救出など、あらゆる事態から国民を守っていかなければなりません。

いつ起きるかわからない自然災害とは異なり、戦争は未然に防ぐことができます。

切れ目のない平和安全法制を整えることにより、「我が国の平和と安全」及び「国際社会の平和と安全」を、より一層確保できるようになり、具体的には武力攻撃に至らないグレーゾーンの事態から、我が国に対する直接の武力攻撃に至るまで、切れ目のない対応が可能となります。また、我が国の平和と安全のためには、国際社会の平和と安全も重要であり、これまでの我が国の役割を拡大し、国際社会の一員として責任ある貢献をしていく必要があります。この平和安全法制の成立によって、国際的な平和協力活動へのさらなる貢献が可能となると考えます。

政府与党である自由民主党は、平成24年の衆議院選挙以来、安全保障法制の整備を公約として明確に掲げ、選挙を通じて国民の審判を受けてきました。特に、昨年末の衆議院選挙においては、昨年7月1日の閣議決定に基づき、法案の整備を速やかに図ることを明確に公約として掲げております。したがって、選挙において国民の皆様とお約束したことについて、選挙後の国会で速やかに実現を図ることは当然のことと考えます。

本法案の審議に関しましては、国会会期の大幅な延長が決定されていることから、陳情趣旨にあります「拙速を避け、慎重に審議するよう国会に意見書を出してください」につきましては、賛同しかねるとの立場であります。

以上、討論とさせていただきます。

[11番 押本 修君 降壇]

[22番 中野志乃夫君 登壇]

○22番(中野志乃夫君) 中野志乃夫です。やまとみどりを代表して、27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

まず、現在国会で審議されている、いわゆる安保法制は既に大多数の憲法学者が指摘しているとおり、明確に憲法第9条に違反をする違憲法案にほかならないと考えております。

安倍内閣は、この安保法制に関する内閣官房の問一答で「憲法解釈を変え、平和主義を放棄するのか」という問いに対し、「憲法の平和主義を、いささかも変えるものではありません。大量破壊兵器、弾道ミサイル、サイバー攻撃などの脅威等により、我が国を取り巻く安全保障環境がますます厳しくなる中で、争いを未然に防ぎ、国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守るために、いかにすべきかが基点です。」と述べています。

まるで、これだけを読めば憲法第9条の平和主義を踏襲するかのようには述べています。そして、国会審議の中では安倍首相は、これまでも政府見解では違憲としてきた内容を今度は合憲だと、全く逆の説明をしている矛盾に対しても、まともに答えようとせず、無理やり最高裁の砂川判決を出して勝手な解釈をしたり、我が国を取り巻く安全保障環境がますます厳しくなっている、大変抽象的な言葉で逃げて、まともに疑問に答えようとはしておりません。

また、その問一答の中では、ホルムズ海峡での機雷除去作業も日本の存亡にかかわる事態として行うことを例示しています。具体的には、「自由航行を回復するために機雷を除去することは、国際法上は武力の行使に分類されますが、機雷の除去は受動的、限定的な行為であり、敵を撃破するための大規模な空爆や地上戦とは性格が大きく異なります。機雷の除去を行う自衛隊の船舶は、攻撃的なものではなく、木や強化プラスチックでできており脆弱なため、まさにそこで戦闘行為が行われているところに派遣して、機雷の除去を行うことは想定されません」と、大変丁寧に述べております。安倍首相も「自衛隊員が海外で、我が国の安全と無関係

な戦争に参加することは断じてありません」と強調しています。

しかし、その言葉を本当に信じられますか。この間の安倍首相や自民党の若手議員、さらに違憲を明言した憲法学者を小ばかにしたような発言をする公明党の国会議員、そういった安保法制を推進する人たちの大変傲慢な態度や、言動を見せつけられて、どうしたらこの言葉を信じたらいいのでしょうか。

過去の例を振り返って見てほしいと思います。

安倍内閣は、この安保法制の必要性について、日本を取り巻く安全保障環境がますます厳しくなっているからと強調しています。しかし、それは本当に正しいのでしょうか。実際は、かつての米ソの冷戦時代のほうが日本を取り巻く安全保障環境はよっぽど厳しかったはずで。しかし、それでも日本は戦争に巻き込まれずに済みました。なぜか、憲法9条に基づく平和憲法があったからではないのでしょうか。

過去の例をあえて出します。

1950年、朝鮮戦争のときに海上保安庁が秘密裏に機雷解除に動員されて、50名以上の戦死者を出しています。まだ、当時日本はGHQの管理下で独立国家とは認められていない時代だったとはいえ、既に憲法が成立して憲法9条があるため、公然とは機雷解除には関与できなかった。だから、極秘でこうした機雷解除が行われました。ちなみに、この機雷解除は国連軍の要請に基づくものでした。しかも、これだけ犠牲者を実は出しながら、当時の韓国の李承晩大統領は何と発言しましたか。「最近、国連軍の中に日本軍兵が入っているのうわさがあるが、その真否はどうあれ、万一今後日本が我々を助けるという理由で、韓国に出兵するとしたら、我々は共産軍と戦っている銃身を回して、日本軍と戦うことになる」と、そう述べています。同盟国からさえ、こんな見方をされてしまうわけです。その敵対国からは、当然もっと厳しい憎しみが日本には向けられることは言うまでもありません。

さらに、ベトナム戦争のときはどうだったでしょう。ベトナム戦争のとき、韓国は参戦しました。多くの犠牲者を出す事態になりましたし、ベトナムでの韓国軍の蛮行ぶりは大変有名です。日本は実質上、アメリカ軍の兵たん基地の状態でしたけれども、憲法9条のおかげで参戦することにはなりません。もし、あのときにこの安保法制ができていたら、どうなっていたのでしょうか。でっち上げが後に暴露されたトンキン湾事件では、アメリカの駆逐艦が北ベトナムの哨戒艇から攻撃を受けたとされ、それが北ベトナムへのアメリカ軍参戦の口実にされています。今回の法制では、日本の海上自衛隊はアメリカの駆逐艦を援護するために出場して、北ベトナムの哨戒艇と対峙することになってしまいます。言うまでもなく、集団自衛権の発動とは、こういうことを言っているのではないのでしょうか。

最後に、安全保障環境で本来最も警戒すべき一般市民を巻き込むテロの問題についても触れたいと思います。

日本が、これまでアルカイダなどによるテロ攻撃に巻き込まれてこなかった、その大きな要因はやはり憲法9条のおかげではなかったのでしょうか。自衛隊を参戦させろというアメリカからの要請に、憲法9条を盾に断ってきた。そのことがアメリカに敵対するテロリストたちから、日本は同様の敵扱いされずに済んできた。しかし、今回のこの安保法制では同盟国アメリカの要請に従い、集団的自衛権を発動することになるわけです。そうしたら、日本が完全にテロ対象の敵対国とみなされ、今以上にテロの危険にさらされることになるのは明白です。5年後に東京オリンピックがあります。最もテロの対象になる危険の高いイベントを控えているが、みずから進んで敵対国に名乗りを上げるような、今回の違憲な状態の安保法制に関しては、どうしてもそれを許すことはできません。やはり、この法案に関しては、即座に廃止すべき、廃案すべきだと、そういう考えであります。

以上、矛盾だらけの安保法案に関しては、基本的には私たちの立場としては全く賛成できない。
よって、今回の陳情に対する賛成の立場をこういう形で表明をさせていただきました。
以上です。

[2 2 番 中野志乃夫君 降壇]

[4 番 実川圭子君 登壇]

○4番(実川圭子君) 実川圭子です。27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情に賛成の立場で討論いたします。

昨年の夏、集团的自衛権行使容認の閣議決定がされ、さきの敗戦を経て半世紀以上維持されてきた憲法9条における政府解釈、すなわち専守防衛を旨とする理念を根本から覆し、戦争のできる国への道を開こうとしています。私は、これまで自治体議員立憲ネットワークの議員とともに、立憲主義の観点からも閣議決定に反対し、速やかな撤回を求めてきました。その閣議決定をもとに、今日審議されている平和安全法制に関する法案は、恒久平和主義を記した憲法前文及び憲法9条に明らかに違反するものです。日本の国の形を変え、戦争に参加し、テロの標的へと国民をかえって危険にさらすおそれがあります。

また、これらは立憲主義に反し、憲法改正手続を経ることなく行われる違憲立法であることは、多くの憲法学者が指摘をし、憲法の基本原理の国民主権をもなきものにする行為であり、多くの市民は危機感を持っています。この憲法に反する法案については、廃案にすべきと考えます。

また、法の成立ありきでの会期延長で多くの国民の不安と不満に応えられるとは到底思えません。政府が都合のよいように解釈し、進めようとしていることに歯どめをかけ、慎重審議を求めることは地方議員の役目であると考えます。

以上のことから、私は本陳情に賛成し、議会として意見書を提出すべきと考えます。

[4 番 実川圭子君 降壇]

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議なしと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

27第6号陳情 現在、国会で審議中の平和安全法制に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(関田正民君) 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時39分 開議

○議長(関田正民君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書（平成15年1月）の更新・再確認を求める陳情

日程第3 27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情

○議長（関田正民君） 日程第2 27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書（平成15年1月）の更新・再確認を求める陳情、日程第3 27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情、以上、陳情2件を一括議題に供します。以上、陳情2件につきましては、建設環境委員会委員長、佐竹康彦議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） ただいま議題に供されました27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書（平成15年1月）の更新・再確認を求める陳情、27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情、以上2件の陳情につきまして、建設環境委員会における審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

この審査は、平成27年6月26日に本委員会を開催し、副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。初めに、27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書（平成15年1月）の更新・再確認を求める陳情について、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

空堀川の流域の問題について、15年度に4市長が提案して、その後12年間経過している。4市長の意向がどのように反映されたか、12年間の経過を説明してほしいとの質疑に対し、環境分野については、東京都による狭山丘陵の公有地化を進め、丘陵全体の保水力を高める努力をしている。東京市長会から、都の予算編成に対し、水量の確保を要望事項としている。空堀川水環境確保対策会という課長レベルの会議で、都との話し合いの場をつくり継続して話し合いを進めているとの答弁がありました。

また、都が平成15年から行ってきたこととして、平成18年3月に柳瀬川流域河川整備計画を策定し、その目標として空堀川については水量確保の実現性を検討するとしている。平成16年1月から平成18年5月まで、柳瀬川、空堀川流域連絡会にて、空堀川水量確保分科会を設置した。公募委員10人、団体会員3人、行政委員9人の合計22人で水量確保の検討を行い、水量確保分科会のまとめと提言を作成した。その後も今日まで、流域連絡会では水量確保について議論を行ってきており、平成26年度は玉川上水や野火止用水に送水している多摩川上流水再生センター、上水橋、東京都水道局小平監視所、東村山浄水場の4つを現地視察し、今後の検討を

続けることになっているとの答弁がありました。

次に、玉川上水の汚水処理水の使い勝手の研究というのは、ぜひ進めてもらいたい。玉川上水などの視察報告があったが、そういう水の利用を研究するための視察だったのかとの質疑に対し、多摩川上流水再生センターは多摩川上流の排水を高度処理して浄化しているところで、現在流している量や、どの程度の能力があるのかの確認を行った。上水橋は残堀川と玉川上水が立体交差しているところで、伏せ越しという工法を使っており、この珍しい状況の確認をして、どのような形で流しているのかというのを現地を見て確認した。東京都水道局小平監視所は、すぐ下流の位置に多摩川上流水再生センターからの水が放流されており、その状況を確認して、どのような形で流されているのかというのを確認した。

東村山浄水場は空堀川に面しており、水道の原水で水量も減っているため、水の余裕があるのではないかとということが問題になっており、荒川から水を送ってくる管も更新されるため、どのような形になっているのかを見学した。この4つを見学し、今後どのようにやっていくかということを決済連絡会で検討していくとのことであるとの答弁がありました。

次に、要望事項の内容説明がついている。この中に、(1)から(4)までである。この対応について、できるのか、できないのか、その可否について説明してほしいとの質疑があり、1番の羽村取水堰からの村山・山口貯水池に多摩川河川水を運ぶ導水管から一部を導水するという件は、取水目的以外の利用になる上、多摩川水系から荒川水系への流域変更となり問題が多い。また、国、水道局との調整が必要である。このことから、まずは不可能に近いものであり、導水施設整備及び維持管理には多くの費用を必要とする。

2点目の源流部に井戸を設置し、地下水をくみ上げて放水することは、河川の流量が目に見えて増加が見込めるほどの水を流すとなれば、日に数千から数万立方の水が必要となり、これだけの量をくみ上げると局地的な地盤沈下や広域的な地下水位の低下が想定され、これも厳しいものではないか。ここでも施設の設置及び維持管理経費が問題となる。

3点目のJR武蔵野線からの湧水を導水することは、この湧水については空堀川では東村山の御成橋から、日量およそ3,000立方を放水しているという状況だ。

4点目の多摩川上流処理場から玉川上水、野火止用水に送水している再生水を新たに分流放水することは、昭島にある多摩川上流水再生センターからの再生水の総送水量には限界があり、これ以上の分流については、それぞれ水が不足すると考えられ、これも難しいのではないかとと思われる。ここでも、導水管の整備、経費、年度ごとの送水の経費も必要となってくるとの答弁がありました。

次に、施設整備や維持管理の費用という点も問題になっていたと思うが、これらの対策を実施する場合、その初期費用、維持管理のための費用で、どの程度のコストが見込まれるのか。また、その経費はどのようなところから財源を持ってくるのかとの質疑に対し、実際にこの工事等における積算はしていない。一つの事例として、野火止用水の清流復活に係る多摩川の上流水再生センターからの送水事業は、その導水管の整備におよそ40億円以上かかっている。また、毎年環境局から下水道局へ、この水を買っているという形で数千万円支払っている。実質的に、経費はこの金額程度がかかると御理解いただきたい。また、東京都の話では、仮にもしこれを実施した場合、経費は関係市4市に負担をお願いすることから、関係市で数千万円から億の単位の金額が必要になる可能性があるとの認識しているとの答弁がありました。

次に、陳情の要望項目の最後に、河川調査の推進として、川底のボーリング調査等を行い、河川水量が減少する原因を調査してもらいたいとあるが、この点に対する見解はどうかとの質疑に対し、東京都によると現に

浸透してしまっている箇所について、原因を追求するのではなく、現河川内の水が浸透しないような不浸透材による河床張り、もしくは低水路の設置などを検討しており、不浸透材による河床張りについては、現に実施しているところはあるとの答弁がありました。

次に、空堀川の水不足は本当に深刻な問題だと思う。現状で瀬切れというか、水が下流まで続いていない状況があると思うが、近年の状況を教えてほしいとの質疑に対し、全て把握していないが、武蔵村山市から東大和市の芝中の南あたりまでは、瀬切れが長い距離で存在していると思っている。それ以下の下流で、東大和市では工業用水が流れており、瀬切れが起きていない状況である。東村山市では、状況や時期によっては若干瀬切れが起きているようだと答弁がありました。

次に、要望書が出されたのは平成15年で、それ以降で瀬切れの距離というか、東村山の瀬切れが起きているところが、近年、もっと上流まで行ってないとか、そのような状況は把握していないのかとの質疑に対し、そのような状況は情報を得ていないとの答弁がありました。

次に、羽村から水を取るとき、羽村から下の地では交渉とか関係ないのか。新しく、この空堀川で取るときの権利について、羽村から下流の市の承諾は要らないのかとの質疑に対し、羽村の堰からの取水については、水道局側が飲み水として多摩湖に入れており、現実的には水道局では飲み水を環境水に使うということ自体は、もってのほかだという話を聞いているとの答弁がありました。

次に、陳情理由を見ると、平成15年に大変いい要望書を出してくれたのに、その後これが北北建では生かされていないと読み取れる。今流量のほうで大分困難があるとわかったが、一方で水質のほうも同じように並んでいるので、そのことを伺いたい。住宅地の雨水の貯留浸透施設の対策も含め、さまざまな施策を講じることで水質の保全をしていくということが述べられている。平成15年以降、水質はどのように変化をしているのか、幾つかの指標はあるが、例えばBODなどわかりやすいもので特徴があれば教えてほしい。あわせて、基準値は10.0ということでもいいのかとの質疑に対し、水質は年々よくなってきているという現状で、BODについては、18年度の数値が東大和市では2.8、これが25年度になると1.4という数字で数値的には改善が見込まれていると考えている。基準値は委員の言うとおりでであるとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議の意見は次のとおりであります。

自然豊かな東大和市で快適に生活できるというのは、市民にとっては大変喜ばしいことだ。空堀川に水が流れ、魚が泳ぎ、また鳥がさえずるといふのは、やはり理想と思う。実際に、空堀川の水量確保ということの必要性は感じている。しかしながら、この件に関しては、東京都市長会でも要望で取り上げている。また、水質改善についても、一定の取り組みは進んでいるということだ。もし仮に市が事業を進めようとする、莫大な予算が必要であると認識した。そうした現状を踏まえると、この陳情に要望されている決議につきましては、現在必要ではないと思っているとの意見がありました。

自由討議を終了し、討論を行いました。

1名の委員から、環境が非常によくなってきていると感じるが、議会での質問でも結局は水量確保の問題という答弁になる。この問題は非常に大きな問題であると同時に、進めていかなければいけない課題、大きな課題だと感じる。昨年は国でも水循環基本法が策定されて、河川流域を中心とした地域の水循環をつくり出していく必要が問われている。要望書にある雨水貯留浸透対策については、少しずつ進んできているが、さらに推進して流域全体で保水機能を高めていくと同時に、水源の確保のために、あらゆる検討をより一層進めるため、

本陳情に賛成するとの賛成討論がありました。

討論を終了し、採決いたしました。

起立採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において可否を採決。

27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書（平成15年1月）の更新・再確認を求める陳情は不採択と決しました。

次に、27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情について、御報告申し上げます。

主な質疑は次のとおりであります。

この陳情は、1つは組合規約の3条で、一部事務組合がペットボトルや容リプラの処理ができるのかどうかを問うていると思う。会社で言えば会社の定款の中で、その事業をうたっていないとすれば事業ができないはずだから、陳情者は資源化施設に対して、建設反対の立場から組合規約でうたっていないから、この事業を進めることはできないのではないかと。かつ今の時点では変えていないから、変えるべきではないと言っていると理解した。そもそも、組合規約の中で、この容リプラ・ペットボトルの処理はできるのかどうかということ、現状でできるのかどうかということを問う。陳情の文言にそのまま当てはめると、ごみや廃棄物という言葉に容リプラが入っていないという陳情者の認識と思う。市側は、どのように読み取られているのかとの質疑に対し、組合規約の第3条の第1号には、ごみ処理施設の設置及び運営に関することということが、組合が共同処理をする事務の一つとして入っている。このごみ処理施設とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令によって、ごみ焼却施設、高速堆肥化施設、破壊施設、圧縮施設などの基本的に1日当たり処理能力が5トン以上の規模のものという規定がある。この圧縮施設等に該当するということから、現在の3市共同資源物処理施設は、このごみ処理施設として当てはまると考えているとの答弁がありました。

次に、市がそのように考えていることはもちろんだが、小・村・大や東京都ではどのように認識をされているのかとの質疑に対し、4団体においても、この組合規約については先ほどの内容で読み取れると認識している。4団体では、こういった処理をしていくということを確認しており、26年12月に国へ提出した4団体の地域計画においては、小平・村山・大和衛生組合が事業主体となっている。また、組合で許可権限を持っている東京都に確認したところ、4団体でそういった確認がとれていれば、特段規約の変更の必要性はないという回答を得ていると聞いているとの答弁がありました。

次に、他の一部事務組合でも容リ・ペットボトルの処理はされているが、それぞれの事務組合の規約上でも、この小・村・大と同じようになっているのかとの質疑に対し、多摩地区の一部事務組合においても、同様な処理施設を持っているところはあるが、調べた範囲では、このことから規約変更をしたということは捉えていないとの答弁がありました。

次に、陳情では共同資源処理施設の新設に反対となっているが、この共同処理施設については、市独自のときも、リサイクルセンターが必要だと東大和市でも考えた経緯がある。プラスチックの資源化・リサイクルという新しい問題が出てきて、3市の共同処理施設場所が当市に指定されたということで、この中間処理施設事業が大変な時期に来ていると思っている。この中間処理施設も老朽化対策が進んでいる中で、3市共同資源化の基本構想のリサイクルという新しい事業に対応していかなければならない。そして、今の施設が手狭であったり、老朽化している施設のことを、この基本構想の中でも検討していかなければならないとされていて、リ

サイクルにより資源化をしていくことを4団体において、基本合意ということまで進めてきているわけだ。有機物の化合物のVOCということについても、4団体が努力されていると思う。素晴らしい技術が導入されて運営されていくと信じているが、心配されている地域周辺、地域住民との合意事項とか、そうした環境面の心配などについてはどうかとの質疑に対し、VOCに対する環境面の対策として、基本構想の中では活性炭吸着や光触媒などの装備を設置し、環境対策に対応していくこととなっている。具体的な点は、地域連絡協議会などで今後そういったところも含めて協議を進めていきたい。また、地域の皆様においては、地域連絡協議会で建設に向けた施設の姿や環境の調査、環境アセスなどの内容についても議論をし、御理解を得ていきたいとして、現在進めている段階だとの答弁がありました。

次に、地域のごみ資源化施設というのは、地域の住民の中に存在するわけだから、地域との交流事業としてのプラザ機能、これは地域の利便性につながるよう整備内容を検討すると発表している。それは、地域防災とか、地域交流ということ、えんとつフェスティバルなどがそれに当たると思うが、地域交流の努力についてはどうかとの質疑に対し、基本構想の中でそのような記載はあるということは承知している。今後地域の皆様方と、そういったところの議論も深めていきながら、どういったことが必要なのか、またどういったことができるのか、施設もどのような内容にしていくのかとの点も含め、議論を深めていきたいとの答弁がありました。

次に、陳情趣旨を見ると、5つ要望点があると理解している。

1つ目は、資源物処理施設建設案に反対ということ。

2つ目が、化学物質から市民の健康と安全を守るということ。

3つ目は、容リプラ・ペットボトルも資源化は各市の単独事業を原則とするということ。

4つ目、容リプラ・ペットボトルの圧縮は行わない。

5つ目に、一部事務組合の規約改正に反対ということだが、陳情理由のところの説明会を一方向的に打ち切り、質問すら受け付けられず閉会が強行されたという記載があるが、その当時の状況はどうだったのかとの質疑に対し、陳情に記載の説明会は平成26年11月15日に東大和市役所の会議棟で開催した3市共同資源化事業基本構想に関する説明会である。当日は30名の方の参加であった。説明会は時間がおよそ2時間と限られた中で進めている状況にあり、限られた時間の中で数多くの方に御質問いただきたい。そのような形で進行に努めた。また、時間の限りがあるということで、閉会に当たって今後要望に応じて、4団体の職員が説明に伺うと申し上げて閉会をしたとの答弁がありました。

次に、地域連絡協議会が主催する40名の勉強会の実態、それから説明会との関連性について、どのようになっているのかとの質疑に対し、勉強会は本年2月8日に地域連絡協議会が主催で化学物質に係る勉強会とのタイトルで実施した。当日は、環境省が制度として設けている化学物質アドバイザーの登録制度を活用し、講師を招き実施した。40名ということは、会場が小・村・大の会議室を用いて実施したため、定員に限りがあり40とさせていただいた。ただ、当日には傍聴者15名ということで、枠の中ではおさまって無事に終わったところである。陳情には、説明会という言葉が使われているが、こちらはあくまでも地域委員さんと私どもがせっかく勉強する場だから、傍聴者も参加できるようにするとのことで実施したものである。この3市共同資源化事業に係る説明会とは関連性はないものだと答弁がありました。

次に、陳情趣旨に化学物質から市民の健康と安全を守るとあるが、どのような物質のことを言っているのか、健康被害が発生するものなのかどうか、発生するのであれば、どのような被害が出るのか、またVOCの発生について触れているが、VOCというのは必ず発生するのか、その影響はどのようになるのかとの質疑に対し、

陳情書を見ると、具体的な化学物質という点では揮発性の有機化合物が想定される。ただ、今計画している施設については、全国を見ると数多くある。私どもが考えている同種の施設から、健康被害が出ているといった報告はない。また、VOCについては、ゼロということは必ずしも言い切れないと考えている。しかし、同種の類似施設が全国に数多くある。したがって、このVOCが微量に発生する中では、長期間の吸収等がなければ人体には影響はない。私どもが今進めている事業計画の中では、人体に影響を及ぼすような害のある施設をつくるものではないとなっているとの答弁がありました。

次に、陳情者はこの事業に反対をしていると見受けられる。仮に、この事業をやめた場合に、どのような事態が予測されるのか。市民のこの事業に対する状況は、どのようになるのかとの質疑に対し、事業への影響は3市共同資源化事業については、焼却炉の更新を間もなく着手しなければいけないというところから始めている事業となっている。したがって、この3市共同資源化事業が進まなくなると、具体的には焼却炉の建て替えができないことになる。現在焼却炉は平成33年までの耐用年数で稼働しているので、将来に向けての安定処理に影響が出てくるという状況になる。市民への影響は、焼却が市でできなくなるということは、市民には相当大きな影響があると考えている。そして、平成25年8月に東大和市の中央公民館で3市の市長が集まり、この施設の建設について、つくっていかざるを得ない施設だと表明をしている。ただし、周辺の住民の方に健康被害等の影響はないように、またその御理解をいただくための説明を十分に尽くすという話をさせていただいている。皆さんの理解が得られたかというところは論点になるが、周辺住民の方、皆さんに理解を得られたかというのを議会でも質問いただいているが、必ずしも全員の理解を得られるという状況ではないと私どもも認識している。なるべく1人でも多くの方の御理解をいただけるよう説明もし、施設もそういうものをつくりたいと考えている。市としては、周辺住民の方に丁寧な説明をしていくとともに、8万6,000の市民への影響はないと考えている。そういった意味で、過日の市長選挙でも市長が、この施設をつくるということではっきりうたっている。対立された候補の方が施設をやめるとうたっており、私どもがこれを選挙の争点にという考えは全然なかったわけだが、たまたま相手の方がそういうことだった。その中で、選挙戦が行われ結果をいただいた。それに対する反対意見は当然あったと認識しているが、多くの方からはその施設は必要だという御理解をいただいたと市としては考えているとの答弁がありました。

次に、容リプラ・ペットボトルの資源化は各市の単独事業を原則としという記述がある。本来ごみ処理というのは、区内処理が原則となっていると思うが、東大和市の規模で単独事業として実施することは可能なのかとの質疑に対し、市単独で実施となると、やはり財政面でかなり大きい影響を与えてしまう。今回このように計画をしている、具体的にはVOC等の除去装置、設備、こういったものまでを設置して運営するような施設を単独でというのは、現状として厳しい状況だ。また、国の交付金等を活用して施設整備を実施していく事業となっているので、そういった観点からも現在国では極力ごみ処理、廃棄物処理は広域化を図って事業運営をとる方針を持っている状況である。そうしたところから、やはり3市共同でハイスペックな施設を各市の負担を和らげた中で、適切に運営していくのが望ましいと考えているとの答弁がありました。

次に、容リプラ・ペットボトルを圧縮しないことについては、どのように考えているのかとの質疑に対し、現在本市及び2市もそうだが、容器包装プラスチックについては、容器包装リサイクル法のルートに乗せて処理を行っている。したがって、容器包装リサイクル法に基づいた処理となると、圧縮及び梱包が必須条件となっているとの答弁がありました。

次に、別の委員の質疑にもあったが、一部事務組合の規約改正に反対をしているという要望が出ているが、

この規約改正は必要ないという答弁であった。実際に、そういった規約改正というのがあるのか、ないのか、再度確認するがどうかとの質疑に対し、4団体においては規約改正の必要性はないとの意見集約はできている。また、東京都においても規約改正の必要はないという見解をいただいているとの答弁がありました。

次に、規約改正の件はよくわかった。この陳情は、そもそも3市の共同資源処理施設の新設に反対することを前提としている。この施設の建設に関して、なぜ東大和市の桜が丘の地に想定されたのか。ほかの候補地を想定はされなかったのかとの質疑に対し、本事業はごみ処理施設の設置及び運営ということで組合規約にも含まれるものだ。できれば4団体としては焼却炉の更新を見据えているところがあり、現在の小平市中島町に一括して集中した形で設置することが可能であればよかったが、どうしても組合敷地に限りがあり、3の施設を集約することができないとなった。そこで分散して整備する方法をとることになり、現在の東大和市桜が丘の2丁目の場所が現在リサイクル施設として稼働していることから、3つの施設の連携をとる上での必要性を勘案し、当市内に設置することになった。ほかの場所とのことは、廃棄物処理施設をつくる際、一般に最初に当たる土地の用途はどうしても工業用地となる。そうすると、中間処理を円滑に行う上で遠方でも困るといがある。そうしたことから、円滑に実施する上で建設に向くような場所が近くにはないという状況にあったため、具体的な検討は行っていないとの答弁がありました。

次に、ほかに想定地がないとのことだが、疑問を感じる。もともと桜が丘で検討をされたと思われてもおかしくない。通常こういった施設を考えるときに、さまざまな比較検討をするべきではないかと思うがどうかとの質疑に対し、場所としての比較検討に至らなかったということであり、廃棄物処理を円滑に行うということについては、当然いろいろと要素を加味して進めていた。適地という点での比較ができなかったと解釈いただきたいとの答弁がありました。

次に、このリサイクル事業は焼却施設と粗大ごみ処理の一体で考えているとのことだが、現在の焼却炉の更新が行われるときに、サーマルリサイクルが可能な施設になると聞いている。現在のごみ処理と変わることがあるかどうかとの質疑に対し、サーマルリサイクルという点は、現在衛生組合事務局で内部的に検討しているところだ。サーマルということは、国の交付金をいただく中で熱回収設備のある施設という位置づけをしており、サーマルリサイクルを行うか否かという点は、これを行うというふうになっている。ただ、サーマルリサイクルといっても私どもが進めている本事業の中で、容器包装プラスチックについては、これは資源化をしていくということで分けさせてもらっているとの答弁がありました。

次に、焼却炉の更新がなされたとき、容器包装プラスチックの処理方法はどのようにするのかとの質疑に対し、現在の基本構想の中では3市共同資源物処理施設のほうで容器包装プラスチックを圧縮処理し、現在と同様な形で国のほうが実施している容リ協会へ搬出する予定だと答弁がありました。

次に、容器包装プラスチックの処理をするには、現在と同様に民間事業者で処理を継続することができないのかとの質疑に対し、東大和市が現在の容器包装プラスチックを全域において回収・分別を平成21年4月から行っている。当市の場合、もともとその以前から空き缶・空き瓶・ペットボトル等の分別回収、リサイクルを桜が丘2丁目で実施してきたところだ。したがって、21年4月から容器包装プラスチックも東大和市としては、公設で実施していきたいという考えは持っていたわけだが、3市共同資源化事業の計画があったので、処理能力等の関係から、その間は当市が民間委託を行うということで現在に至っている。やはり、第一義的には廃棄物処理は自治体が設置した施設で、まずはやっていく。そういったところから考えており、民間委託を最初から入れた中で一般廃棄物を処理するという考えはないとの答弁がありました。

次に、民間事業者での処理と、3市共同事業で行う処理とのコスト比較はしているのかとの質疑に対し、まだ現在実施していない。大きな理由として、資源物の処理施設の具体的な施設の姿や内容について、具体的な議論が地域住民の方と今後というふうになっている状況がある。そうすると、地域の方との話によって、建物の構造や内部のつくりが変わってくるため、コスト自体がそこで多く変動することになる。また、現段階で民間委託を東大和市が行っているが、それを比較検討の材料とすると、現在民間委託をしているところではVOC対策を行っていない施設であり、どうしてもその点が比較する検討材料としては合わないとの答弁がありました。

次に、通常民間だと何らかの事業を行うときには、必ず見積もりを出してしっかり比較検討するというのが常識だ。これは、比較検討しないで決めるという雰囲気を感じるがどうなのかとの質疑に対し、実際に現状とコスト比較という問題は、施設の内容がVOC対策等の内容など大きく違ってきている。当然そういったところを加味すれば、3市共同資源物処理施設のほうが経費的には高くなるだろうと推測している。今年度実施計画等を計画しており、そういったところでより精査した中での建設に当たっての経費等は、今後地域連絡協議会等も含めて、御提案できると思っているとの答弁がありました。

次に、住民の理解を得ているのかという部分で、当然まだ得ていないとの話があった。合意を得ていないということに関して、基本的にどのように考えているのかとの質疑に対し、なるべくたくさんの方の御理解をいただきたいという考えは終始一貫変わっていない。ただ、どういう施設をつくっても反対だという意見があるのも事実だ。しかし、根強く反対をされる方もいらっしゃるので、御理解いただけるような説明、勉強会等を機会あるごとにしていきたいとの答弁がありました。

次に、この間住民が特に問題にしているのが、資源物処理施設が一般的な意味での迷惑施設だということよりも、必要性は認めつつも具体的に平成17年以降、桜が丘の想定地につくと決めてかかって、それを前提にずっと議論が進められていることに対し、手続上住民の合意が十分に形成しきれていないということが問題にされていると思っている。この陳情の中で出されている、この規約に反して、言ってみれば脱法的に言ったらいいのか、そのように進めようとしているという立場で反対をしているとの意見は、これまで出たことがあるのか。住民から、そのような意見がほかにもあるのかどうかとの質疑に対し、行政がやる仕事なので基本的には脱法的なことはないという認識だ。また、この規約に対することに関しては、地域連絡協議会等において、こういった議論がされたという経緯はないとの答弁がありました。

次に、陳情理由の2において、社会的要請は安定的な資源化などではないとあり、各市がそれぞれの状況に応じ、最も適した基準で推進され、最良適正な資源化事業が実施されることが要請されているのでと書いてある。この要請というのは、具体的に市のほうに何かあったのかとの質疑に対し、陳情者が社会的要請というところで、何を言いたいのかわかりかねる。ただ一つ言えるのが、地域的な要請というのは、やはり多摩地区の場合、内陸型の埋立処分場を使わせていただいているという状況があるので、そうした点から極力焼却する廃棄物の量を減らすということの地域的な観点からの要請は、当然にあるのかと認識しているとの答弁がありました。

次に、11月15日の説明会の後に、具体的にどこかの団体から要望があつて説明に出向いたようなことがあつたのかとの質疑に対し、具体的なその後の説明会の要望、要請等はないとの答弁がありました。

次に、説明不足という声も非常に聞かれるが、地域の人との議論を深めていく中で、具体的には地域連絡協議会の方が中心になるのかと思う。やはり、その周辺にはたくさんの方の市民の方がおられるので、ほかの方への

説明会など今後の予定はどうなっているかとの質疑に対し、具体的な日程等は決まっているわけではないが、今までも基本構想案の策定に当たり、市民説明を行ってきた。また、パブリックコメントも実施してきているし、それ以降、この案件による基本構想の内容の説明会等を11月に行ってきた。今後の予定としては、もう既に始まっているが、環境影響調査なども実施したり、実施計画を今年度つくっていく予定がある。従前から4団体では要望があれば出向いて説明会も実施していく。必要であれば、出前説明なども実施していくというスタンスはとっているの、そういった機会を捉えて説明は実施していきたいとの答弁がありました。

次に、この施設を受け入れることを拒否した場合、焼却炉の建て替えができないという話だが、ということは東大和市で焼却ができないということ、住民等に説明会はされたのかとの質疑に対し、粗大ごみと焼却の施設と3市資源物処理施設、この3つは一体のものだとの話はしている。そして、やはり折に触れて中島町の協力を得ている中で、小平市で焼却の施設を今行っており、東大和市の協力ももしなかった場合には、このまま3市の枠組みを継続できるかどうかというようなことは、実際に聞いているとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、自由討議を行いました。

自由討議の意見は次のとおりであります。

この陳情に関しては、やはり規約改正に反対する決議を求めるとことがタイトルにも、趣旨にも入っている。そして、規約に関しては変更の必要がないということなので、これは採択はできないと思っているとの意見がありました。

自由討議を終了し、討論を行いました。

1名の委員より、この陳情趣旨の共同資源物処理施設の建設に反対をするとの立場については、現状では同じ意見だが、ただそれをもとにこの規約の改正をしなければ進められないということについては、今のやりとりからすると事実としては認めがたいと思、本陳情については反対をせざるを得ないということを考えているとの反対討論がありました。

討論を終了し、採決いたしました。

採決の結果、27第8号陳情 3市共同資源物処理事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情は不採択と決しました。

以上で、建設環境委員会における審査経過並びに結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 佐竹康彦君 降壇〕

○議長（関田正民君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔20番 木戸岡秀彦君 登壇〕

○20番（木戸岡秀彦君） 公明党の木戸岡秀彦です。

私は公明党を代表して、27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書（平成15年1月）の更新・再確認を求める陳情及び27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情に、それぞれ反対の立場から討論をいたします。

まず、27第5号陳情についてです。

市民生活において、良好な自然環境が確保されることは、まちづくりにおいても大変重要な課題であると認識しております。空堀川に清流が流れ、鳥や魚などの生き物が憩える環境が保たれることは、市民生活にも潤いを与えると考えます。今回の陳情では、その水量確保を求めるべき主張がなされておりますが、現在まで当市を含め、関係自治体においては、実務者レベルでの他自治体との連携や東京都市長会など、さまざまな機会を通し、水量確保に関する取り組みに向けて努力はなされているものと認識しております。そのため、陳情趣旨については、現状においても実質的に満たされるものと解釈をいたします。

よって、本陳情については採択の必要性はないものと考えております。

次に、27第8号陳情についてであります。

3市共同の資源物処理施設の建設については、従前より公明党は施設建設の必要性について、合理的な説明がなされていない現状では、一貫して反対の立場を貫いてまいりました。その点においては、現段階においても全く変わっておりません。現在は、建設予定地周辺の理解を得るべく、4団体は努力をされているとのことですが、本来は地域住民の合意を得た上で建設に着手するという、4団体での合意事項をみずから破棄し、強硬な姿勢で進めようとしている現状においては、いまだに地域住民の理解が得られていないのも当然のことです。

そもそも、この施設の建設については、候補地の選定の過程、公設公営での事業の必要性、現状における民間事業者とのコストの比較など、さまざまな点について、合理的な説明はなされておらず、このような余にも理屈に通らない不誠実なやり方で建設を強行するべきではありません。しかしながら、この陳情の趣旨は組合規約の変更を行うことに対して、反対の決議を求めておりますが、委員会における質疑の中では4団体はこの規約変更を行う予定はないとのことでありました。組合規約の変更が予定されてない以上、当市議会において変更することを認めないための決議はできないものと考えます。

よって、今回の陳情については反対とさせていただきます。

以上でございます。

〔20番 木戸岡秀彦君 降壇〕

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 自由民主党の根岸聡彦です。

私は自由民主党を代表し、27第5号陳情に反対の立場で討論をいたします。

本陳情における陳情者の思い、空堀川の水量を確保してほしい、清流を復活させてほしいという思いは非常に理解できるものであり、空堀川が豊富な水量を確保し、そこが市民の憩いの場となるということは、多くの方々が見ていることと思います。しかしながら、陳情の内容は空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書（平成15年1月）の更新・再確認を求める陳情となっております。

陳情者は、陳情理由の中で懸案は何一つ改善されていないとされておりますが、さきの委員長報告にありましたとおり、一定の対策は講じられているのが現状であります。また、資料として添付されておりました空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について要望書の中で4点、具体的な水量確保対策を上げておりますが、こちらも委員長報告にあるとおり、それぞれの対応をしていくために、莫大な経費がかかるということになっております。そして、これらの対策を実施する場合の費用としては、初期費用として、導水管の整備を初め莫大な費用がかかり、野火止用水の清流復活に係る導水管の整備では40億円以上、その他送水する費用で毎年数千万円かかるという委員長報告もございました。そして、空堀川の流量が目に見えて増加が見込めるほどの水量を確保するとなると、こちらについては毎年数千万円から数億円の負担になるということが予測され、さらにこの費用負担については、流域4市で負担をしなければいけないという答弁があったと思います。

すなわち、市財を投じて施設を整備し、維持管理をしていかなければならないわけであります。市の財政状況が極めて良好で、予算があり余っているならいざ知らず、限られた予算枠の中で行政が非常にやりくりをして頑張っている状況下、毎年数千万円から億単位の負担が生じるという、この事業を果たしてよしとするべきなのかということを考えたときに、この陳情は反対をせざるを得ないということになる次第でございます。

以上、反対討論といたします。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[1番 森田真一君 登壇]

○1番(森田真一君) 日本共産党を代表いたしまして、27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情に反対する立場から討論いたします。

本陳情は、桜が丘の暫定リサイクル施設用地への3市共同資源化施設の建設計画を進める上で、組合規約を改定しなければ容器包装プラスチックやペットボトルを処理することができないはずであるとして、規約の改定に反対する決議を求めるものです。しかし、組合も3市も東京都も、いずれも規約改正は不要との見解を示しており、事実として規約改正が行われないのに、これに反対することはできません。日本共産党市議団は、早くから杉並病や寝屋川病の調査を行い、健康・環境被害が現に発生しており、桜が丘周辺住民の懸念は妥当なものであり、現状で懸念は全く払拭されていないことから、同予定地への建設強行には一貫して反対をしてきました。それにもかかわらず、あくまで廃プラ施設建設を強行しようとする衛生組合と東大和市のやり方には、全く道理がありません。廃プラ施設建設計画の撤回を求めて討論といたします。

以上です。

[1番 森田真一君 降壇]

○議長(関田正民君) 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(関田正民君) 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

27第5号陳情 空堀川流域4市長連名による「空堀川の水量確保対策及び快適な水辺環境の整備について」という東京都環境局への要望書(平成15年1月)の更新・再確認を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（関田正民君） 採決いたします。

27第8号陳情 3市共同資源化事業基本構想における共同資源物処理施設の新設に反対し、地方自治法290条に基づく議決において、小平・村山・大和衛生組合の共同処理する事務に、容リプラ・ペットボトル資源物処理の追加変更をさせないよう決議することを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（関田正民君） 起立なし。

よって、本件は不採択と決します。

日程第4 議第2号議案 横田基地へのオスプレイ配備に関し、周辺住民への徹底した安全対策を求める意見書

○議長（関田正民君） 日程第4 議第2号議案 横田基地へのオスプレイ配備に関し、周辺住民への徹底した安全対策を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

議第2号議案 横田基地へのオスプレイ配備に関し、周辺住民への徹底した安全対策を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第5 閉会中の継続審査について

○議長（関田正民君） 日程第5 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

総務委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りいたします。

申し出のあった事件を、閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第6 閉会中の特定事件調査について

○議長（関田正民君） 日程第6 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を、閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第7 議員派遣について

○議長（関田正民君） 日程第7 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり、閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（関田正民君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年第2回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 関 田 正 民

副 議 長 中 間 建 二

署 名 議 員 尾 崎 利 一

署 名 議 員 関 野 杜 成